



情報通

2006. September 9月号

発行日：平成18年9月1日

発行：東京税理士会
情報システム委員会

題字：金井塚 清 (豊島)

電子証明書の今、そして未来 -電子入札から始める電子申告とは

ご承知の通り国税並びに地方税について電子申告を行う場合、送受信されるデータは秘匿性が高く且つ厳格な真正性が要求されることから、公開鍵基盤 (PKI) を用いることになっています。そこで送り手は自らを証明する手段として電子証明書を利用します。税理士関与の法人が電子申告をする際、送信する申告データに代表者、経理責任者の電子署名を付与するとともに代理人税理士の電子署名も付けて送信することになります。このように電子証明書は私たちの業務の中ですでに活用され始めています。

行政当局におけるオンライン利用率向上の観点から、電子申告に際し納税者側の署名を省略する提案がなされていますが、データに対する責任の所在という点で安易な署名の省略には危惧する意見も出ています。そこで今回の情報通では、国土交通省の電子入札において実績の豊富な特定認証局である日本電子認証(株)様より、電子証明書について分かりやすく解説をいただきましたので今後の参考にしてください。

1. はじめに 「卵が先か、鶏が先か？」

「電子納税に税優遇」。今年5月8日の日経新聞の一面トップの大見出しで、政府が電子申告・納税を普及させるために税制優遇策の導入を検討するという記事が掲載されました。記事によると、05年度の電子申告の利用率は、前年度から倍増したものの0.4%程度に止まっていて、米国の47%、韓国の75%と比較すると相当な開きがあります。普及しない原因の一つに電子証明書の取得手順の煩雑さやICカードリーダーなどを購入する費用負担が挙げられていて、その分を税額控除できるような措置を検討するらしいのです。

電子証明書・ICカードリーダーが普及しないから、電子申告も普及しないのか？利便性の高い電子申告をはじめとするオンライン手続が普及しないから電子証明書も普及しないのか？この「卵が先か、鶏が先か？」の状況から脱するには、今回の検討措置は非常に有効な措置だと歓迎されます。

一方、弊社などが販売する電子証明書の主な用途となる電子入札の世界では、紙による入札はどんどん減っています。既に国土交通省などでは100%が電子入札となっており、受注する建設企業等はすべて電子証明書を保有している状況です。

しかしながら、そうした企業であっても、そのほとんどが電子申告は行っていないのが現状でしょう。こうした企業に対して、税理士が今回の優遇措置や電子証明書の活用法を説明し、背中を押してあげることができれば、「卵か、鶏か」の原因追求的発想から未来志向的発想へ転換できる契機になると思うのです。

2. IT新改革戦略と税理士の役割

2006年1月に政府のIT新改革戦略が発表されました。その中の重点施策の1つに国・地方公共団体に対するオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする目標が掲げられています。これを受けて今年6月1日に最初の重点施策となる「重点計画-2006(案)」が公表されました。これらの施策の中で電子申告・納税については、最も手続件数が多い主要3分野(登記、国税、社会保険・労働保険)の1つとして位置づけられ、オンライン利用促進のための重点的施策が検討されています。具体的な施策は、添付書類の電子化、省略・廃止、インセンティブの付与、本人確認方法の簡素化(電子署名の省略)などが挙げられています。

主要3分野の手続の中で、特定の専門家が頻繁に手続を行なう商業登記や不動産登記の登記事項証明書交付申請などを除けば、「国税の確定・修正申告」の件数は年間約2,654万件とダントツの1位で、2位の「雇用保険の資格取得」約722万件を大きく上回っています。電子政府の実現には、幅広い国民や企業が関わる国税のオンライン利用率向上が重要な役割を担っていると言えるでしょう。また、財務省の「オンライン利用促進のための行動計画」資料によると、この国税申告手続(所得税、法人税、消費税)のうち法人税申告の約86%が「税理士関与あり」となっています。ほとんどの法人税申告に税理士が関与しているのが実態です。税理士の指導のもとに電子申告が普及すれば、「電子申告の普及」→「オンライン利用率向上」→「電子政府の実現」という流れをつくることができるかもしれません。そして「電子申告の普及」の前提となるのが、本人確認に欠かせない電子証明書の普及です。

3. 目標達成の前提となる電子証明書の普及

国税関係を初めとするオンライン利用には本人確認のための電子証明書保有が必須となります。国税庁が掲げる「国税関係手続のオンライン利用促進に向けた取組」では、2010年度までに利用率50%を達成する前提として、認証基盤(電子証明書)の普及見通しを約1930万件としています。この件数のほとんどを占めるとされる公的個人認証の2006

年1月現在の普及件数は約12万件ですから、5年間で目標達成するには相当きつい数字だといえます。

一方、税理士の関与率が高い法人の電子申告に利用可能な電子証明書については、商業登記証明書と国税庁長官が認定する民間認証局10社の電子証明書があります。弊社はその民間認証局の1社として、AOSign(アオサイン)証明書を発行しています。アオサイン証明書は、もともと国・地方公共団体の電子入札用として主に建設企業で利用されているもので、電子入札用の約6割のシェアを占め、累計発行枚数は7万枚(3万2千企業)を超えています。他の民間認証局と合わせると、法人保有の電子証明書は数十万件になると予想されますが、06年1月の実績でみると、個人を合わせた国税申告手続の利用件数は約5万5千件(利用率0.21%)しかありません。税理士にも既に税理士証明書が用意されていますが、あまり利用されていないと聞きます。

前述したように、国税関係のオンライン利用促進策では、近い将来、関与先が電子証明書を保有しなくとも、税理士の電子署名だけで済んでしまう手続も出てくるでしょう。しかし、すべての手続を税理士が代行することは不可能です。税理士の指導の下に、企業自身が電子証明書を取得し、積極的にオンライン手続を利用していくことが望まれます。

今の電子申告手続においても、関与先が持運び可能なICカード型の電子証明書を保有していれば、税理士が電子申告ソフトを入れたモバイルパソコンを関与先事務所へ持ち込み、申告企業と代理人双方の電子署名を行い、ワンストップでオンライン手続が可能です。税理士から見れば、関与先によって紙申請やオンライン申請になったりするのは面倒ですから、電子証明書を保有していない関与先にも保有を勧めて、すべての関与先がオンライン申請で行えることが業務の効率化につながると思います。

4. アオサイン証明書、法人認証カードの用途

電子申告の利用率を上げるには、制度やシステム自体の使い勝手を改善することも大事ですが、その前提となる電子証明書の普及が欠かせません。電子証明書は、電子申告だけではなく、電子政府の進展とともに今は様々な手続で利用可能となっています。1つの電子証明書で電子申請、電子入札、電子契約などを行なうことが可能です。これからもその用途が拡大していくことは確実なので、活用の仕方次第で非常に便利なツールとなります。

電子証明書の用途は、発行する各認証局によって異なります。弊社のアオサイン証明書、および商業登記証明書をICカードに格納したユニークな法人認証カードを例にしてその主な用途をご紹介します。

アオサイン証明書の用途 <http://www.ninsho.co.jp/aosign/list/index.html>

アオサイン証明書は、電子署名法にもとづく(厳格な本人確認を行なう)認定認証業務であるアオサインサービスとして、弊社が発行する電子入札コアシステム対応のICカード型電子証明書です。

① 官公庁への電子入札

国土交通省を初めとする国のほとんどの機関、電子入札コアシステムを採用する地方公共団体などの多くの発注機関で使用可能です。(注1)

② 官公庁への電子申請

法務省などの国のほとんどの機関、地方公共団体の一部の申請・届出で使用可能です。(注1)

③ 電子申告・電子納税

国税電子申告(e-TAX)および地方税ポータルシステム(eLTAX)で使用可能です。 右頁へ



前頁から

④ BtoBでの電子契約

アドビ社アドビアクロバットやサートラスト社の電子署名ソフト(FileSign)などを使って、電子化した契約書に双方が電子署名することで電子契約が可能です。印紙税が節約できるなどのメリットがあります。

⑤ e-文書法に対応した電子文書保存

国税関係書類(3万円未満の領収書等)などについて、スキャナを利用し電子データ化し、電子署名とタイムスタンプを付すことで、電子保存することが可能です。

(注1) 官公庁の電子申請・電子入札の一部において、法人代表者名義のアオサイン証明書は使用できない場合があります。その場合、法人代表者名義の商業登記証明書を使用するか、法人代表者から委任を受けた代理人名義のアオサイン証明書が使用可能です。

法人認証カードの用途 <http://www.legal.co.jp/products/hojin/menu003.htm>

法人認証カードは、法務省電子認証登記所が発行する商業登記証明書(ハードディスクにダウンロードするファイル形式)とその秘密鍵を、耐タンパ性の高い(盗み見、コピーできない)ICカードに格納して提供するものです。



電子証明書の特徴は、アオサイン証明書が基本的に「個人」を認証しているのに対し、商業登記証明書は商業登記されている「法人」を認証している点です。よって、法人認証カードは前述した(注1)のようにアオサインで使用できない法人代表者名義の手続でも堂々と使用できるのです。ただし、今のところICカードとの接続が認められた手続にしか使用できず、順次使用可能な手続を拡大しているところです。

① 官公庁への電子入札

国土交通省、内閣府、総務省、外務省、経済産業省、環境省、法務省、三重県、横浜市で使用可能です。

② 官公庁への電子申請

金融庁、国家公安委員会・警察庁、公正取引委員会、総務省、財務省、国土交通省、環境省、栃木県、広島市、横浜市で使用可能です。

③ 電子申告・電子納税

国税電子申告(e-TAX)および地方税ポータルシステム(eLTAX)で使用可能です。

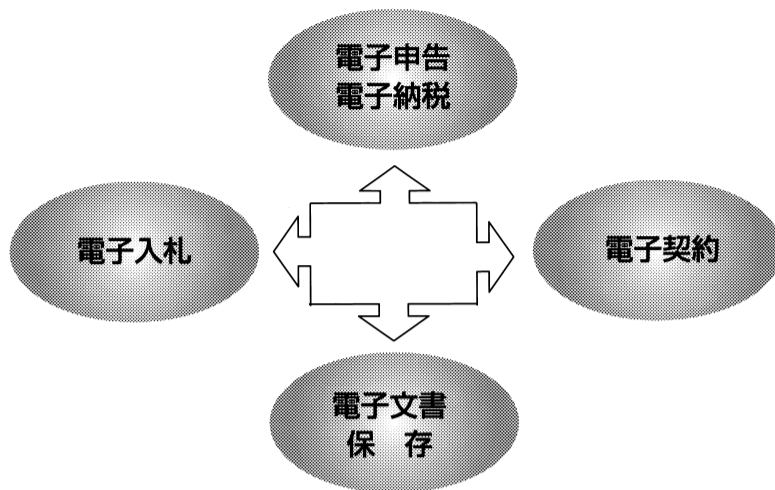
④ BtoBでの電子契約

前述のアオサインと同様に使用可能です。

⑤ e-文書法に対応した電子文書保存

前述のアオサインと同様に使用可能です。

拡大する電子証明書の用途



以上のように、電子証明書の用途はさまざまな企業活動の場面に広がっています。関与先企業に対して、電子申告だけのために電子証明書を勧めても躊躇されるかもしれませんが、関与先企業の業務効率を向上できる活用策も含めて提案されれば、税理士に対する評価も変わるかもしれません。

税理士の電子申告への積極的な取組みと電子証明書の普及は、IT新改革戦略が掲げる「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を達成するための車の両輪であり、強力な推進力となることは間違いありません。

本原稿に関するお問合せ



ホームページ <http://www.ninsho.co.jp/>
事業開発部 事業企画室 水谷

東京税理士会会員向け IT研修会のご案内

東京税理士会情報システム委員会

1. IT研修・研修内容及び費用

① Word 入門 全6時間

【内容】 パソコン操作の基本となる文字入力、変換、文書編集、保存、印刷の基礎を習得する。
【受講の基準】 日本語入力やマウスの操作も含めて、まったくパソコン操作経験のない方向けの研修(※1)
【費用】 13,650円(受講料・教材費・消費税込み)

② Excel 入門 全6時間

【内容】 【表計算の基本となるデータ入力、表作成、四則計算、関数計算、グラフ作成、保存などの操作を習得する。
【受講の基準】 パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、Excelなど表計算機能は経験ない方向けの研修(※1)
【費用】 13,650円(受講料・教材費・消費税込み)

③ インターネット入門 全3時間

【内容】 インターネットの利用方法、ホームページ検索、閲覧、電子メールの送受信方法を習得する。
【受講の基準】 パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、電子メールとインターネットは経験ない方向けの研修(※1)
【費用】 10,500円(受講料・教材費・消費税込み)

④ セット講座(全4コース)

【内容】 上記、① Word 入門、② Excel 入門、③ インターネット入門を組み合わせて受講し、パソコンの全般的な操作方法を習得する。
【受講の基準】 ① Word 入門、② Excel 入門、③ インターネット入門と同様。
【費用】 A: ① Word 入門+② Excel 入門・・・25,200円
B: ① Word 入門+③ インターネット入門・・・21,000円
C: ② Excel 入門+③ インターネット入門・・・21,000円
D: ① Word 入門+② Excel 入門+③ インターネット入門・・・35,700円
(受講料・教材費・消費税込み)

※1・・・受講の基準は、目安に過ぎないので、自由にご希望の研修をお申込できます。
この他にも、中野キャリアスクールによる「しっかりマスターコース」など、もっと勉強されたい方向けのコースもあります。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTELまたはFAXでご連絡下さい。折り返し、申込み手順、研修教室地図等について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

◆◆会員向けIT研修の申込みについて◆◆

パソコン等の研修事業を実施している「中野キャリアスクール」の協力のもと、主にパソコン操作方法等に関して初心者を対象とした「会員向けIT研修」を開催しております。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTEL又はFAXでご連絡下さい(書式は何でも結構です)。折り返し、申込み手順、申込み用紙、研修教室地図について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

東京税理士会事務局総務課 連絡先 TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469

2. 研修日程表及び研修場所について

① Word (6時間) コース

曜日	月・火曜日	水曜日
時間	*1日3時間ずつ実施し、2日間(月、火)通うコースです。 17:00~20:00	*1日6時間実施するコースです。 10:00~17:00(1時間休憩)
場所	新宿 京王八王子	新宿
月	実施日 講座NO. 講座NO.	実施日 講座NO.
10月	2日・3日 12 42 16日・17日 13 43	4日 66
11月	6日・7日 14 44 13日・14日 15 45	8日 67

(ご注意) Word入門は、銀座校では実施いたしません。

② Excel (6時間) コース

曜日	水曜日
時間	10:00~17:00(1時間休憩)
場所	新宿
月	実施日 講座NO.
10月	11日 107
11月	15日 108

(ご注意) Excel入門は、新宿校のみでの実施となります。

③ インターネット (3時間) コース

曜日	水曜日	金曜日	
時間	*夕方から実施するコースです。 17:00~20:00	*午後から実施するコースです。 13:00~16:00	*夕方から実施するコースです。 17:00~20:00
場所	新宿 京王八王子	新宿 銀座	
月	実施日 講座NO. 講座NO.	実施日 講座NO. 講座NO.	
10月	4日 — 217 18日 206 —	6日 242 20日 243	6日 272 20日 273
11月	8日 — 218 15日 207 —	10日 244 17日 245	10日 274 17日 275

